

(仮称)ザグザグ高松屋島店 (No.1322)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 27 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 6 年 9 月 10 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ザグザグ高松屋島店
高松市高松町字角屋 2429 番 2 外
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から提出があった意見の概要
(意見の内容)
 - ・看板の設置や時間帯によってはガードマンの配置等を行い、周辺の交通安全に十分配慮していただきたい。(例として、駐車場の入口は東方面から入り、出口は西方面に出る)
 - ・防犯灯や防犯カメラ等の設置を行い、閉店後の防犯対策に十分配慮していただきたい。(理由)
 - ・朝・夕の時間帯に交通渋滞が発生する恐れがあることから、駐車場の出入口において配慮を行い、生活環境に悪影響を与えないようにするため。
 - ・閉店後、夜間のたまり場になった場合、周辺の生活環境に悪影響を与える恐れがあるため。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 7 年 1 月 27 日から令和 7 年 2 月 27 日まで